2018年  
3月号

トピックス	I. 物品販売に関する新政令の公布（ベトナム） II. インドにおける紛争解決～インドの国内仲裁機関の最新動向～ III. 新外国人技能実習制度：実習実施者としての法令遵守 IV. フィリピン競争法に基づく企業結合事前届出制度の金額基準の変更について
コラム	シンガポール労働法改正の動き

## I. 物品販売に関する新政令の公布（ベトナム）

執筆者：大矢 和秀

2018年1月15日、政府は、政令第23/2007/ND-CP号（以下「旧政令」といいます。）に代えて、長らく望まれていた政令第09/2018/ND-CP号（以下「政令第09号」といいます。）を公布し、政令第09号は同日付で施行されました<sup>1</sup>。政令第09号は、ベトナムにおける外資系企業による物品売買及び関連する事業活動を規定しています。外国人投資家が留意すべき要点は以下のとおりです。

### 1. トレーディングライセンスが必要となる事業及び物品に対する規制の全面的な見直し

- a. 旧政令の下では、外資系企業は、幅広い範囲の事業について、トレーディングライセンスを取得する必要があるとされていたものの<sup>2</sup>、かかる事業を行うために、投資証明書とは別のライセンスを取得することは基本的には不要でした（投資証明書がトレーディングライセンスとしての役割を同時に担っていました。）<sup>3</sup>。しかしながら、新投資法の下では投資証明書は発行されないため（投資登録証明書及び企業買収登録手続が、これらに取って代わっています。）、この領域における当局実務が非常に不安定となり、企業によっては、想定外の場面で当局からトレーディングライセンスの取得を要請されるなどの事例がありました。加えて、外資系企業は、油、グリース、米、砂糖、ビデオ記録、書籍、新聞及び雑誌を含む特定の物品の輸入又は販売が認められていませんでした<sup>4</sup>。
- b. 政令第09号は、こういった規則の枠組みを全面的に見直すものです。外資系企業は、ベトナムにおいて油・グリースの製造を行っている場合又は特別な種類の油・グリースを使用する機械若しくは機器を製造若しくは販売する許可を得ている場合には、トレーディングライセンスを得ることにより、油・グリースの輸入及び卸売りを許可されることとなりました<sup>5</sup>。油・グリース以外の物品の卸売りに関しては、外資系企業はトレーディングライセンスを必要としなくなりました<sup>6</sup>。外資系企業の物

<sup>1</sup> 政令第09号第51.1条

<sup>2</sup> 政令第23号第3.1条「物品の売買活動」及び「物品の売買に直接関連する活動」とは、商法第4章、第5章及び第6章に規定されている輸入、輸出、物品販売及びその他の活動を意味します（以下「関連するサービス」といいます。）。関連するサービスは、販売促進、商業広告、物品及びサービスの展示及び発表、商品見本市及び展示会、事業体の代理、仲介、代理店、商業上の加工、物品の競売、物品及びサービスの入札、物流サービス、ベトナムの領土内の物品の移動及び物品転送サービス、評価サービス、商品リース及びフランチャイズを含む、幅広い範囲の事業を網羅しています。

<sup>3</sup> 旧政令第5.2条及び通達第08/2013/TT-BCT号。一定の例外があります。

<sup>4</sup> 通達第34/2013/TT-BCT号

<sup>5</sup> 政令第09号第5.1条(b)及び第9.4条(b)

<sup>6</sup> 政令第09号第3.1条、第5.1条、第6.1条及び第9.4条(b)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

品の小売販売については、明確にトレーディングライセンスが必要とされましたが、一方で、取扱い可能な物品の範囲が拡大された(外資系企業は、米、砂糖、ビデオ記録、書籍、新聞及び雑誌を自身のスーパーマーケット、ミニマート及びコンビニエンス・ストアにおいて小売販売することを認められることとなりました。<sup>7)</sup>。この点に関して、小売販売の定義に、個人及び家計への物品の販売に限らず、自家消費を目的とした法人への販売が含まれることに留意してください<sup>8)</sup>。これに加えて、外資系企業は、以下の事業活動に関してはトレーディングライセンスの取得を明確に義務付けられることになりました。すなわち、適用ある国際協定において約束されているものを除く物流サービス、商品リース(操作者付きの建設機器のリース及びファイナンス・リースを除く。)、販売促進業(広告業を除く。)、販売仲介業、電子商取引業及び入札・競売・競争業という事業活動です<sup>9)</sup>。

## 2. 一店舗目の小売店に課される小売店設置許可取得義務

旧政令では、一店舗目の小売店は、小売店設置許可の取得を免除されていました。政令第 09 号の下では、外資系企業は、一店舗目の小売店のためであっても、小売店設置許可を取得する必要があります。

## 3. 厳しくなったエコミックニーズテスト(ENT)規制

規定文言は不明確であるものの、外資系企業が新たに小売店を設置する際、新しい政令の下では、以下のいずれかに該当する場合に、ENT の適用があると解釈することができます。

- (i) 外資系企業が、ベトナムで既に小売店を構えている場合
- (ii) 外資系企業の外国人株主の 1 人が、ベトナムで既に小売店を構えている場合
- (iii) 新たな小売店が、ベトナムにおける別の外資系企業の既存の小売店の少なくとも 1 店舗と同じ名称若しくは商標を使用している場合

最初のケースは旧政令と同様ですが、残りの 2 つのケースは新たに導入されました<sup>10)</sup>。ショッピング・モール内の小売店であって面積が 500m<sup>2</sup> 未満の店舗に対する ENT の例外規定は、コンビニエンス・ストア又はミニマートについては廃止されました<sup>11)</sup>。

## 4. トレーディングライセンス及び小売店設置許可を必要とする外資系企業の範囲の一定の明確化

旧政令では不明確でしたが、政令第 09 号では、以下のカテゴリーの外資系企業(新設企業か、後に M&A によってかかるカテゴリーに該当するようになった企業であるかを問いません。)が、トレーディングライセンス及び小売店設置許可の規定(ENT を含む。)を遵守すべき対象であることが明確化されました<sup>12)</sup>。

- (i) 当該企業の外国資本の程度にかかわらず、外国人投資家が持分を保有している外資系企業(第一層目外資企業)
- (ii) 第一層目外資企業が持分を保有している外資系企業であって(第二層目外資企業)、当該第一層目外資企業の外国資本比率が 51%以上であり当該第一層目外資企業が当該第二層目外資企業の 51%以上の持分を保有している外資系企業

しかしながら、政令第 09 号のもとでも依然として、三層目以下の企業階層の外資系企業(例えば、第三層目外資企業及び第四層目外資企業)が、トレーディングライセンス及び小売店設置許可を取得する必要があるかについては規定していません。

## 5. その他の事項

- a. トレーディングライセンスの有効期間は、油、グリース、米、砂糖、ビデオ記録、書籍、新聞及び雑誌の販売を含む特定の限られたケースにつき最長 5 年間とされています。政令第 09 号は、その他のケースについてのトレーディングライセンスの有効期間については規定していません。これらの期間については、下位の通達において後に明記されるのではないかと考えられます。
- b. トレーディングライセンス又は小売店設置許可を必要とする活動に、政令第 09 号の施行日前に既に従事している外資系企業は、自身の会社名、本店住所、法定代理人、活動等に変更がある場合に、トレーディングライセンス又は小売店設置許可

<sup>7)</sup> 政令第 09 号第 5.1 条及び第 9.4 条(c)

<sup>8)</sup> 政令第 09 号第 3.7 条

<sup>9)</sup> 政令第 09 号第 5.1 条

<sup>10)</sup> 政令第 09 号第 3.9 条及び第 23.1 条

<sup>11)</sup> 政令第 09 号第 23.1 条。場所がショッピング・モールに限定されることにも留意してください。通達第 08/2013/TT-BCT 号第 7.3 条においては、より広い表現が使用されていました。すなわち、省のマスタープランにおいて、売買活動用として含まれており、そのインフラストラクチャーの建設が完了している領域をいうとされていました。ただし、実際の解釈においては、ショッピング・モールと類似したものです。

<sup>12)</sup> 政令第 09 号第 5.5 条及び第 5.6 条

- (ENT を含みます。)の取得が必要となる場合があります<sup>13</sup>。
- c. ベトナムが加盟している国際商品売買協定に加盟していない国又は地域の外国人投資家は、トレーディングライセンス又は小売店設置許可を取得するために、より厳しい条件を満たす必要があります。この条件は比較的曖昧なため、かかる投資家へのこれらライセンスの付与に関しては、ライセンスの付与を行う当局が幅広い裁量権を有しています<sup>14</sup>。



おおや かずひで  
大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表  
[k\\_ohya@jurists.co.jp](mailto:k_ohya@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年1月よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。

<sup>13</sup> 政令第09号第50条

<sup>14</sup> 政令第09号第9.2条、第9.3条、第9.4条及び第25.2条

## Ⅱ. インドにおける紛争解決～インドの国内仲裁機関の最新動向～

執筆者: 鈴木 多恵子

### 1. SIAC 仲裁の普及

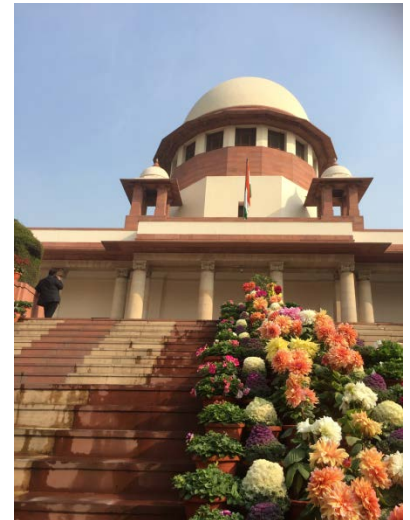
近年、日系企業とインド企業との間では、シンガポールを仲裁地(seat/place of arbitration)として、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center, SIAC)の規則に従い紛争解決する旨の仲裁合意が一般的となっています。

その背景には、両当事者にとってのシンガポールへのアクセスの利便性や親和性、仲裁機関としての SIAC の実績<sup>1</sup>への信頼などがあると考えられますが、

① 2012 年の Bharat Aluminium Co.事件のインド最高裁判決(通称 BALCO 判決)が、インド国外を仲裁地とする仲裁判断に対するインド国内裁判所の干渉を否定したこと<sup>2</sup>、

② 2015 年 10 月に施行された仲裁調停法(Arbitration and Conciliation Act, 1996)の改正により、インド国外を仲裁地とする仲裁手続に関してもインドの裁判所に保全処分等の暫定措置を求めることが可能となったこと(BALCO 判決で残された問題点が法律上解消されたこと)

は、特に日系企業にとって、インド企業と、シンガポール等の第三国を仲裁地とする仲裁合意を締結することを、法制度面から更に後押しする一因となっています。



【インドの最高裁判所】

### 2. インドの国内仲裁機関の動向

もっとも、契約当事者の双方がインドで設立された会社(日本企業の現地法人を含む)である場合に、インド国外を仲裁地を選択できるかについては、仲裁調停法の解釈上疑義があるとされ<sup>3</sup>、インドの裁判所における外国仲裁判断の執行段階で争われる可能性があります。当事者がいずれもインド法人である場合には、基本的には、インド国内を仲裁地とすべきであると考えられます。

また、インフラ案件などインド政府機関への入札案件においては、政府が用意するモデル契約などに、インド国内を仲裁地とし、国内の仲裁機関の規則を指定する条項が組み込まれていることも多く、特に仲裁地を外国とすることについては、事実上交渉の余地がないケースもみうけられます。

そのようなケースにおいては、日系企業には、国際水準に照らした仲裁規則を備え、外国当事者との紛争処理の実績と定評を有する仲裁機関が管理する機関仲裁を選択することが推奨されます<sup>4</sup>。インド国内で候補となる仲裁機関としては、以前は、世界的にも著名な仲裁機関であるロンドン国際仲裁裁判所(London Court of International Arbitration, LCIA<sup>5</sup>)がデリーに支部を置いていましたが、2016 年に閉鎖されてしまったことをうけて、現在は、同年末に民間組織として設立されたムンバイ国際仲裁センター(Mumbai Centre for International Arbitration<sup>6</sup>)が注目されています。また、インド政府は、2018 年早々、インド国内における裁判外紛争解決の充実化を目指して New Delhi



【デリーメトロ】

<sup>1</sup> 2017 年の申立件数は 452 件で、うち 176 件がインドの当事者が関与するものとされています。当事者の国別属性でインドは第 1 位で、過去 6 年間継続して第 2 位までに入っています(SIAC 2017 Annual Report)。

<sup>2</sup> BALCO 判決の意義等については、筆者共著による西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2013 年 4 月号を参照ください。

<sup>3</sup> 現在、高裁レベルで判断が分かれており、最高裁の判断が待たれています。

<sup>4</sup> インドでは、仲裁機関の定める規則に依拠せず、当事者が随時協議して手続を進めるアドホック仲裁が総じて好まれる傾向にあり、インド企業が提案する仲裁条項には、多くの場合アドホック仲裁規定が入っています。前述の仲裁調停法の改正は、当事者が仲裁人選任に合意できない場合、申立を受けた裁判所は仲裁人を 60 日以内に選任する努力義務や、仲裁人に対し原則 12 ヶ月以内(ただし当事者の同意により 6 ヶ月延長可)に仲裁判断を下すことを義務づける等、様々なタイムラインを設けて手続迅速化を図っていますが、裁判所により適切な仲裁人が選ばれる保証がないことや、手続の不透明性、案件管理を当事者が行うことのアドミニストレーションの負担は、引き続き外国企業の障害となり得るため、一般に、日系企業にこの選択は推奨されません。

<sup>5</sup> <http://www.lcia-india.org/>

<sup>6</sup> <http://mcia.org.in/>。既にムンバイ市内中心地にヒアリングセンターを完備しています。

International Arbitration Centre (NDIAC)創設<sup>7</sup>に関する法案を提出しており、この動向も注目されます。

また、ケースマネジメント自体は遠隔で可能であるため、インド国内を仲裁地とし、SIAC 仲裁手続規則等に則ることも選択肢となります。

対インド企業・政府との契約については、事案や契約の性質、以上に述べた国内外の仲裁機関の最新動向を踏まえて、個別具体的に専門家からアドバイスを得ることが推奨されます。



すずき た え こ  
鈴木 多 恵 子

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t2\\_suzuki@jurists.co.jp](mailto:t2_suzuki@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。以降、インド、スリランカ等の南アジア諸国を中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012年5月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向(2012年11月までムンバイオフィス、同年12月よりバンガロールオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所所属。

<sup>7</sup> 1995年にインド中央政府により設立された International Centre for Alternative Dispute Resolution (ICADR)を組織変更することが想定されています。

### Ⅲ. 新外国人技能実習制度:実習実施者としての法令遵守

執筆者:今泉 勇

#### 1. はじめに

2017年11月1日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「新法」といいます。)が施行されています。

新法では、旧制度に比べ、技能実習の対象となる職種を拡大したり(例えば介護)、原則3年間の技能実習期間を最長5年まで延長したりと、制度範囲を広げる方向の改正もされていますが、新法施行の主たる目的は、制度に關与する組織・団体等への管理監督を強めて適正な運営を図り、外国人技能実習生の保護を図るものと考えられます。

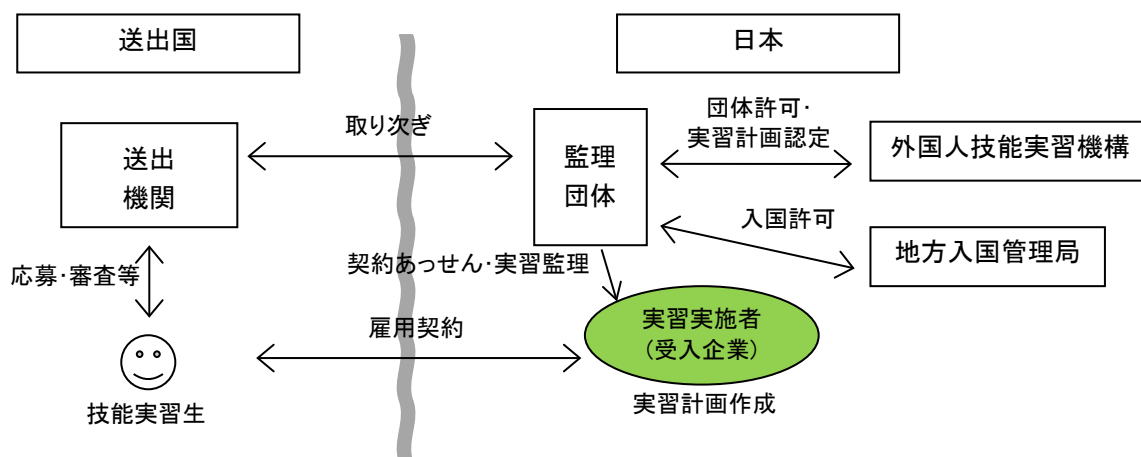
2017年6月末現在、技能実習生は日本国内に約25万人在留しているとされ、制度の利用自体は基本的に拡大傾向です。もっとも残念なことに、メディアの報道等を見る限り、新法施行後も、依然として技能実習制度の様々な問題点が発覚することが続いています。法令遵守の観点からも、技能実習生を受け入れる日本企業(「実習実施者」と呼ばれます)は、このような動向に注意する必要があります。

以上を踏まえ、本稿では主に実習実施者としての視点から、団体監理型技能実習を前提として、外国人技能実習制度の基本的な内容について概説します。

#### 2. 制度の基本構造(団体監理型)

外国人技能実習制度には多くの関係当事者が登場しますが、基本的な枠組みは以下の通りです。

- ✓ 実習実施者は、技能実習生の受入に先立ち、技能実習計画を作成し認定を受ける必要があります。
- ✓ 実習実施者は、新法の定める許可を受けて実習監理事業を行う監理団体(商工会等)から、技能実習生との雇用契約のあっせんや技能実習実施に関する各種監理を受けます。
- ✓ 監理団体が外国に所在する送出国と連携を取り、技能実習生からの技能実習の申込みの取り次ぎを受けます。
- ✓ 認可法人としての外国人技能実習機構が監理団体許可申請等の受理、技能実習計画の認定等の事務を行います。地方入国管理局が技能実習生の入国許可を行います。



さらに、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が関係各当事者に総合的な支援を提供しています。

### 3. 制度の目的

外国人技能実習制度の目的は、ごく簡単に言えば、人材育成を通じた開発途上地域等への技術等の移転による国際協力です(1条)。往々にして、安価な労働力の調達方法と誤解され、実際上もそのように利用されてしまっている面は否定できないと思われれますが、新法上、技能実習が労働力の需給の調整の手段として行われてはならないことが基本理念としても謳われています(3条2項)。

また、新法上、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を確かなものにするため、国及び地方公共団体の責務(4条)、実習実施者、監理団体等の責務(5条)、技能実習生の責務(6条)という基本的な責務がそれぞれの立場から明記されるとともに、主務大臣がそのための基本方針を定める(7条)という枠組みとなっています。新法の構造上、個別の各規制の前にこのような基本的な枠組みを重ねて明確にする姿勢は、特に旧制度下では制度の目的が正しく実施されていなかったという問題意識の現れではないかと考えられます。

実習実施者としても、まずはこの制度の目的及び各当事者の責務を正しく理解していただく必要があります。

### 4. 実習実施者の視点から留意すべき基本的な規制

実習実施者としては、技能実習計画の認定に加えて、以下の基本的な規制に留意すべきです。

- ✓ 技能実習開始時の届出義務(17条)、及び実施状況の報告義務(21条)
- ✓ 技能実習の実施が困難になった場合の通知義務(19条)、及び実習継続を希望する技能実習生のための連絡調整義務(51条)
- ✓ 技能実習生の旅券等の保管の禁止(48条1項)
- ✓ 技能実習生の私生活の自由の不当な制限の禁止(48条2項)
- ✓ 技能実習生が実習実施者等の違法行為を申告する権利(49条1項)と、当該申告についての不利益取扱の禁止(49条2項)

また、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、主務大臣及び外国人技能実習機構は、実習実施者等に報告徴収、帳簿書類の提出、出頭命令、質問・立入検査をする権限(13条、14条)を持ちます。法令や認定計画等の違反の場合、改善命令(15条)や認定取消し(16条)の対象となります。

加えて、入国後2ヶ月の講習期間の後は、技能実習生に対しても労働基準法や労働安全衛生法を含む日本の労働関係法令が広く適用されます。日本人の労働者と同様、技能実習生に関してもこれらを厳格に遵守する必要があります。

### 5. 外国送出機関や監理団体等における法令遵守

新法において、外国送出機関は、外国人からの技能実習にかかる申し込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として、主務省令で定める要件に適合するものをいいます(23条2項6号)。外国送出機関は外国に所在することもあり、新法において直接の法的規制は課されていないようですが、日本側の監理団体が主務大臣に対して許可申請を行う場面にて外国送出機関としての要件充足がチェックされる構造になっています<sup>1</sup>。また、実習実施者と監理団体は当然別々の主体であり、監理団体及びその役職員等は、実習実施者とは別に法令遵守義務を負っています。

これらからすれば、ある技能実習生の受入に際して外国送出機関や監理団体において法令違反があったとしても、当該実習生を受け入れている実習実施者は、直接的には法的責任を負わないのが原則と考えられます。もっとも、実習実施者は技能実習生

<sup>1</sup> 外国送出機関については、日本政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとされている。認定された送出機関名については、外国人技能実習機構のウェブサイトに掲載されている。

とは日本で雇用契約を締結していることもあり、実習実施者がそのような法令違反に起因するトラブルに事実上巻き込まれてしまうことも考えられます。また、法令遵守の意識の高い顧客企業が取引先企業(実習実施者)の監査を行う過程で外国人技能実習に関する過去の法令違反が発覚し、顧客企業との契約関係のトラブルになるケースもあるようです。

実習実施者の立場からは、監理団体や外国送出機関の法令遵守に直接関与することはできませんが、上記のようなリスクも踏まえ、技能実習制度の利用を開始する前に、各当事者において適正な運営が確保されているかの確認を慎重に行うことも考えられます。



いまいずみ いさむ  
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士

[i\\_imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i_imaizumi@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ベトナム・インド・ミャンマー等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。



## IV. フィリピン競争法に基づく企業結合事前届出制度の金額基準の変更について

執筆者: 佐藤 正孝、Michelle Marie F. Villarica

フィリピンでは、2018年3月5日に、PCC memorandum Circular No.18-001が発行され、企業結合取引を行うにあたり、事前届出が必要となる当事者の規模及び取引規模の金額基準が引き上げられました。この新しい金額基準は、2018年3月20日から適用されます。なお、この金額基準は、来年以降も毎年3月1日に見直されることが予定されています。以下、今回の金額基準の変更点を解説します。

競争法施行規則は、フィリピン競争委員会(Philippines Competition Commission)(PCC)に対する事前届出が必要となる企業結合取引について、以下の通り定めています。具体的には、下記(1)の企業結合取引の当事者の規模の要件、及び、下記(2)(a)乃至(e)のいずれかの取引類型に応じた取引規模の要件をいずれも満たした場合に、事前届出が必要となります。

### (1) 企業結合取引の当事者の規模

改正前における企業結合取引の当事者の規模の要件は、企業結合を行ういずれかの当事者の究極の親会社及び当該親会社が直接又は間接に支配する会社のフィリピンにおける売上又は資産の総額が10億ペソを超えることが求められていましたが、今回の改正により、当事者の売上又は資産の総額の要件が、10億ペソから50億ペソに変更されました。

企業結合取引を行ういずれかの当事者の究極の親会社及び当該親会社が直接又は間接に支配する会社のフィリピンにおける売上又は資産の総額が **50億ペソ**を超えること

### (2) 取引類型に応じた取引の規模

改正前における企業結合取引の規模の要件は、企業結合により取得又は買収される企業のフィリピン国内での売上又は資産の総額が10億ペソを超えることが求められていましたが、今回の改正により、買収対象の資産又は売上の総額の要件が、10億ペソから20億ペソに変更されました。取引類型に応じた変更後の内容は以下の通りです。

#### (a) フィリピン国内の資産の取得

- (i) 取得されるフィリピン国内の資産の総額が **20億ペソ**を超えること、又は
- (ii) フィリピンにおいて取得されるフィリピン国内の資産から生み出される売上が **20億ペソ**を超えること

#### (b) フィリピン国外の資産の取得

- (i) 資産を取得する者がフィリピン国内に保有する資産の総額が **20億ペソ**を超えること、及び
- (ii) フィリピン国外の資産から生み出されるフィリピンでの売上が **20億ペソ**を超えること

#### (c) フィリピン国内及び国外の資産の取得

- (i) 資産を取得する者がフィリピン国内に保有する資産の総額が **20億ペソ**を超えること、及び
- (ii) フィリピン国内の資産から生み出されるフィリピン国内での売上及びフィリピン国外の資産から生み出されるフィリピンでの売上の総額が **20億ペソ**を超えること

(d) フィリピンの株式又は持分の取得

- (i) ①買収される企業及び当該企業が支配する会社がフィリピン国内に保有する資産の総額が **20 億ペソ**を超えること、又は②買収される企業及び当該企業が支配する会社のフィリピン国内での売上の総額が **20 億ペソ**を超えること、及び
- (ii) ①買収者が、その関連会社と合計して、買収される企業の株式又は持分の 35%超を取得する場合、又は②既にも買収される企業の 35%超の株式又は持分を保有している企業が、当該買収される企業の 50%超の株式又は持分を取得する場合

なお、買収される「企業」は、競争法施行規則の文言上は、フィリピン企業に限定されておりません。従って、フィリピン国外の会社の株式を購入する場合であっても、その会社がフィリピンに子会社を有している場合、又はフィリピンへの売上がある場合には、上記の要件に該当し、事前届出が必要になる場合がある点に留意する必要があります。

(e) ジョイントベンチャー

- (i) フィリピンにおいて統合される資産又は合併会社に投資される資産の総額が **20 億ペソ**を超えること、又は
- (ii) フィリピンにおいて統合される資産若しくは合併会社に投資される資産からフィリピン国内で生み出される売上の合計が **20 億ペソ**を超えること

なお、(e)ジョイントベンチャーの場合における資産には、合併の当事者が保有しているか否かを問わず、将来合併会社に移転されることが合意されている資産、及び、合併当事者が合意した貸付その他の義務を含むとされています。



さとう まさたか  
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[m\\_sato@jurists.co.jp](mailto:m_sato@jurists.co.jp)

2011年9月から2013年4月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。2014年にフィリピンの大手事務所に出向し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。



ミシェル マリエ F ヴィラリカ  
Michelle Marie F. Villarica

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー

[michelle.villarica@jurists.jp](mailto:michelle.villarica@jurists.jp)

アテネオ・デ・マニラ大学ロースクール(J.D.)を2011年卒業。2012年にフィリピン弁護士資格取得。2016年英国スコットランドのエディンバラ大学ロースクールでLL.M.を取得。2017年にシンガポール外国弁護士登録。西村あさひ法律事務所に参画前は、フィリピンマニラ所在の法律事務所に勤務し、M&A、プロジェクト開発案件に関与。現在、M&A、合併会社および一般企業法務等にも従事している。

## シンガポール労働法改正の動き

1. シンガポール人材省大臣が、労働法改正に関する Public Consultation を踏まえた答弁(人材省大臣答弁)を行い、その内容が 2018 年 3 月 6 日に公表されました。人材省大臣答弁によれば、2019 年 4 月 1 日に労働法の改正を実施すべく、2018 年後半(9 月以降と予想されます)に改正法案が議会で審議されることが予定されているとのことです。
2. 今回の労働法の重要な改正項目の1つとして、労働法の適用の可否を決定する基準となっている月給 4,500SGD の基準が撤廃され、月 4,500SGD を超える給料を受領する管理職又は上級職に対しても、一部を除く労働法の適用がされることが検討されています。この改正が実現した場合、祝日、病気休暇、給料支払時期、給料からの控除の制限、不当解雇の補償等の規定が管理職又は上級職の従業員にも適用され、これらの従業員の権利の保護が図られることとなります。

また、現在、月給 2,500SGD 以下の一般従業員及び月給 4,500SGD 以下のワークマンに対して特に手厚い労働法上の保護がなされていますが、これらの従業員の範囲の拡大も検討される予定です。すなわち、この改正が実現した場合、手厚い保護を受ける労働者数も増えることとなります。

上記の他、現在、給料等に関する紛争は雇用請求法廷(Employment Claims Tribunals)(ECT)において審議される一方、不当解雇に関する紛争は人材省において審議されることになっていますが、いずれの紛争についても ECT において審議・解決できるよう法改正を行うことも検討される予定です。この改正が実現した場合、紛争解決窓口が ECT に一本化されることになるため、賃金と解雇の両方が関係する案件の場合に、ECT と人材省の両方で手続を進めなければならない煩雑さは解消される一方、ECT の場合、調停前置主義がとられるため、調停の手続に必ず参加しなければならないという負担が不可避免的に発生することになると予想されます。
3. 日系企業にとっては、Employment Pass(EP)の申請の難易度が緩和されるのか否かがより大きな関心事になると思いますが、人材省大臣答弁で議論されている内容を見る限り、シンガポール人の雇用促進政策は維持・強化されることが伺えますので、EP の実質的な発行要件及び発行総数は、引き続き制限される方向で運用されることが見込まれます。
4. 現在、S-Pass の発行を受けるための最低月給は 2,200SGD に設定されていますが、人材省大臣答弁では、2019 年 1 月から 2,300SGD に、2020 年 1 月から 2,400SGD に段階的に引き上げることが述べられています。
5. また、現在、新たに外国人従業員を採用する場合、従業員数が 25 人以下の会社又は当該採用対象の外国人従業員の月給が 12,000SGD 以上の場合には、Job Bank への求人公告の掲載が免除されています。もっとも、人材省大臣答弁では、この免除の範囲が縮小され、従業員数が 10 人以下の会社又は外国人従業員の月給が 15,000SGD 以上の場合に、Job Bank への求人公告の掲載が免除される旨が述べられています。なお、この改正は、2018 年 7 月 1 日から実施されると記載されておりますので特に留意が必要となります。
6. 上記の通り、人材省大臣答弁を見る限り、シンガポール人従業員の権利保護の拡大及びシンガポール人の雇用機会確保の方針が鮮明に打ち出されておりますので、改正内容及び実務の動向については、今後も引き続き注視する必要があるといえます。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

佐藤 正孝



西村あさひ法律事務所では現在、国内外に14の拠点を設けています。  
国内拠点と海外拠点の密接な連携はもちろん、現地の有力法律事務所との協力体制も構築。  
各国の法律に深く精通したリーガルサービスで、  
海外への事業進出や投資活動を行う日本企業をサポートいたします。

## 国内拠点

### 東京事務所

Tel 03-6250-6200  
03-6250-7210 (弁護士法人  
西村あさひ法律事務所 主事務所)  
Fax 03-6250-7200

### 名古屋事務所



社員 伊藤剛志  
社員 藤井宏樹

Tel 052-533-2590  
Fax 052-581-0327

### 大阪事務所



社員 臼杵弘宗  
社員 井垣太介  
社員 廣田雄一郎

Tel 06-6366-3013  
Fax 06-6366-3014

### 福岡事務所



社員 尾崎恒康  
社員 高木謙吾  
社員 舞田靖子

Tel 092-717-7300  
Fax 092-726-1311

## 海外拠点

### バンコク事務所



代表 小原英志  
タイパートナー\* Jirapong Sriwat

Tel +66-2-168-8228  
Fax +66-2-168-8229  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp

### 北京事務所



首席代表 中島あずさ  
代表 大石和也

Tel +86-10-8588-8600  
Fax +86-10-8588-8610  
E-mail info\_beijing@jurists.jp

### 上海事務所



首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

Tel +86-21-6171-3748  
Fax +86-21-6171-3749  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp

### ドバイ駐在員事務所



代表 中島和穂  
駐在代表 森下真生

Tel +971-4-253-3646  
Fax +971-4-253-3648  
E-mail info\_dubai@jurists.jp

### ハノイ事務所



パートナー 小口光  
代表(ホーチミン) 大矢和秀

Tel +84-24-3946-0870  
Fax +84-24-3946-0871  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp

### ホーチミン事務所



代表(ハノイ) 廣澤太郎  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
ベトナムパートナー\* Ha Hoang Loc

Tel +84-28-3821-4432  
Fax +84-28-3821-4434  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp

### ジャカルタ事務所\*1



代表 Luky Walalangi  
町田憲昭

Walalangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
Fax +62-21-5080-8601  
E-mail info@wplaws.com

Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-2933-3617  
Fax +62-21-2933-3619  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp

### シンガポール事務所



共同代表 山中政人  
共同代表 宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp

### ヤンゴン事務所



代表 湯川雄介

Tel +95-1-382632  
Fax +95-1-370949  
E-mail info\_yangon@jurists.jp

### Okada Law Firm (香港)\*2



代表 岡田早織

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。